省　令

○農林水産省令第三十号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特例業務負担金の長期前納） **第五十三条の二**　（略） ２・３　（略） ４　長期前納負担金の額は、長期前納対象負担金額（前納開始月の三月前の月の月分の特例業務負担金の額を長期前納対象期間における各月の特例業務負担金の額とみなして、当該みなされた額に存続組合の定款で定める範囲内において旧農林漁業団体等が申し出た割合を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）を、存続組合が定款で定めるところにより、存続組合の定める率による複利現価法によって長期前納期間（前納開始月の翌月から存続組合の定款で定める年の四月までをいう。以下同じ。）の各月ごとに割り引いた額（以下この条において「割引後の長期前納対象負担金額」という。）の合計額とする。 ５～７　（略）	（特例業務負担金の長期前納） **第五十三条の二**　（略） ２・３　（略） ４　長期前納負担金の額は、長期前納対象負担金額（前納開始月の前月の月分の特例業務負担金の額を長期前納対象期間における各月の特例業務負担金の額とみなして、当該みなされた額に存続組合の定款で定める割合を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）を、存続組合が定款で定めるところにより、存続組合の定める率による複利現価法によって長期前納期間（前納開始月の翌月から存続組合の定款で定める年の四月までをいう。以下同じ。）の各月ごとに割り引いた額（以下この条において「割引後の長期前納対象負担金額」という。）の合計額とする。 ５～７　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十五条第三項の規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（飼料製造管理者の届出書の記載事項） **第三十三条**　法第二十五条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。 一　（略） 二　届出者が製造する令第五条に規定する飼料又は飼料添加物の種類 三～六　（略） ２　（略）	（飼料製造管理者の届出書の記載事項） **第三十三条**　法第二十五条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。 一　（略） 二　届出者が製造する令第五条に規定する飼料又は飼料添加物の種類及び名称 三～六　（略） ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。